

岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第31号

岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する規則の一部を改正する規則

岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する規則（平成12年岩手県規則第50号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
第17条 条例別表第2の4の項の規則で定めるものは、岩手県漁業調整規則（令和2年岩手県規則第66号）第2条第1項ただし書の申請書その他の書類の受理（ <u>同規則第32条第12項及び第13項において準用する同規則第30条の返納及び届出の受理を除く。</u> ）に関する事務とする。	第17条 条例別表第2の4の項の規則で定めるものは、岩手県漁業調整規則（令和2年岩手県規則第66号）第2条第1項ただし書の申請書その他の書類の受理に関する事務とする。
第34条 条例別表第2の36の9の項の規則で定めるものは、岩手県収入証紙条例施行規則（昭和48年岩手県規則第27号）第6条の消印に関する事務で、次に掲げる事務とする。 (1)・(2) [略]	第34条 条例別表第2の36の8の項の規則で定めるものは、岩手県収入証紙条例施行規則（昭和48年岩手県規則第27号）第6条の消印に関する事務で、次に掲げる事務とする。 (1)・(2) [略]
第35条 条例別表第2の37の3の項(4)の規則で定めるものは、次に掲げる事務とする。 (1)～(5) [略]	第35条 条例別表第2の37の項(4)の規則で定めるものは、次に掲げる事務とする。 (1)～(5) [略]
第36条 条例別表第2の41の項(6)の規則で定めるものは、 <u>県の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例施行規則（平成13年岩手県規則第140号）第45条第1号及び第2号の届出書に係る受理書の交付に関する事務とする。</u>	
第37条 条例別表第2の42の項(6)の規則で定めるものは、 <u>県の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例施行規則第45条第3号の届出書に係る受理書の交付に関する事務とする。</u>	
第38条 条例別表第2の44の項(6)の規則で定めるものは、 <u>県の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例施行規則第45条第4号から第6号までの届出簿に係る受理書の交付に関する事務とする。</u>	
第39条 [略]	第36条 [略]
第40条 [略]	第37条 [略]
第41条 [略]	第38条 [略]
第42条 [略]	第39条 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。